

《年間保険料額の例》

・世帯区分や年金以外の所得により変更となる場合があります(100円未満切捨て)。

(例1) 単身世帯で年金収入のみの場合

年金収入	均等割軽減	30年度保険料
80万円	9割	4,100円
153万円	8.5割	6,200円
168万円	8.5割	18,200円
195万円	5割	54,300円
218万円	2割	85,200円
230万円	なし	103,100円

(例2) 夫婦2人世帯で年金収入(妻80万円)のみの場合

年金収入	均等割軽減	30年度保険料
夫 80万円	9割	4,100円
妻 80万円		4,100円
夫 153万円	8.5割	6,200円
妻 80万円		6,200円
夫 168万円	8.5割	18,200円
妻 80万円		6,200円
夫 223万円	5割	76,800円
妻 80万円		20,700円
夫 268万円	2割	125,300円
妻 80万円		33,100円
夫 280万円	なし	143,200円
妻 80万円		41,400円

平成30年度の保険料額は、**平成30年7月に決定**します。決定後に、お知らせを個人ごとに送付します。(年度途中の加入者は加入の翌月以降に送付します。)

【例1】 年金収入168万円の計算

年金所得48万円(年金収入168万円-120万円=48万円)

均等割額 [41,400円×8.5割軽減] + 所得割額 [(48万円-33万円)×所得割等8.02%] = 18,200円

各市区町村のお問い合わせ先一覧

市区町村	担当部署名	電話番号	市区町村	担当部署名	電話番号
仙台市	保険年金課	022-261-1111(代)	蔵王町	町民税務課	0224-33-3001
青葉区	保険年金課	022-225-7211(代)	七ヶ宿町	町民税務課	0224-37-2193
宮城総合支所	保険年金課	022-392-2111(代)	大河原町	健康推進課	0224-51-8623
宮城野区	保険年金課	022-291-2111(代)	村田町	税務課	0224-83-6403
若林区	保険年金課	022-282-1111(代)	柴田町	健康推進課	0224-55-2114
太白区	保険年金課	022-247-1111(代)	川崎町	保健福祉課	0224-84-6008
秋保総合支所	保険福祉課	022-399-2111(代)	丸森町	町民税務課	0224-72-2116
泉区	保険年金課	022-372-3111(代)	亘理町	健康推進課	0223-34-0501
石巻市	保険年金課	0225-95-1111(代)	山元町	保健福祉課	0223-37-1113
塩竈市	保険年金課	022-355-6519	松島町	町民福祉課	022-354-5705
気仙沼市	保険課	0226-22-6600(代)	七ヶ浜町	税務課	022-357-7452
白石市	税務課	0224-22-1313	利府町	税務課	022-767-2117
名取市	保険年金課	022-724-7105	大和町	税務課	022-345-1116
角田市	税務課	0224-63-2114	大郷町	税務課	022-359-5505
多賀城市	国保年金課	022-368-1141(代)	大衡村	税務課	022-341-8513
岩沼市	税務課	0223-22-1111(代)	色麻町	町民生活課	0229-65-2156
登米市	税務課	0220-22-2163	加美町	保健福祉課	0229-63-7872
栗原市	健康推進課	0228-22-0370	涌谷町	税務課	0229-43-2114
東松島市	税務課	0225-82-1111(代)	美里町	町民生活課	0229-33-2114
大崎市	税務課	0229-23-5147	女川町	税務会計課	0225-54-3131(代)
富谷市	税務課	022-358-3164	南三陸町	町民税務課	0226-46-1373

宮城県後期高齢者医療広域連合

〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目2-3

電話 022-266-1021

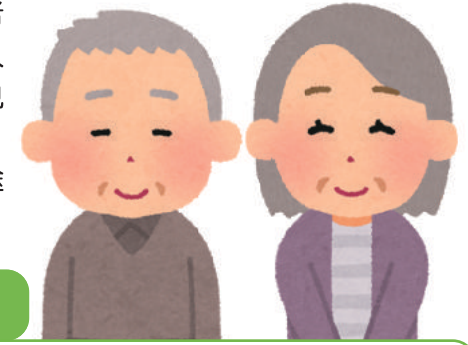
FAX 022-266-1031

後期高齢者医療保険料のお知らせ

保険料の決まり方

保険料は、被保険者が等しく負担する「**均等割額**」と、被保険者の所得に応じた「**所得割額**」を合計して個人ごとに賦課され、一人一人に納めていただきます。均等割額と所得割率は、2年ごとに見直しされ、都道府県ごとに決められます。

年度途中で加入された場合は、加入月分から計算され、年度途中で資格を喪失された場合の喪失月分は計算されません。



平成30年度 保険料の計算方法

$$\text{年間保険料額 (限度額62万円) *100円未満切捨て} = \text{均等割額 1人当たり 41,400円} + \text{所得割額 賦課のもととなる所得}^{[注1]} \times \text{所得割率 8.02\% (旧ただし書き所得)}$$

[注1]「賦課のもととなる所得」とは、旧ただし書き所得のことで、前年の総所得金額、山林所得金額、他の所得と区分して計算される所得の金額(退職所得以外の分離課税の所得金額、土地・建物や株式等の譲渡所得などで特別控除後の金額)の合計から、基礎控除額33万円を控除した額です(ただし、雑損失の繰越控除分は控除されません。)

「収入」と「所得」の違い

収入: 所得税法上の収入金額(一括して受け取る退職所得に係る収入金額を除く。)で、必要経費(公的年金等控除額や給与所得控除額等)を引く前の金額。

所得: 収入から必要経費を引いた金額(保険料の計算には、社会保険料控除、配偶者控除、扶養控除、医療費控除などの所得控除は適用されません。)

公的年金等所得額の計算方法(65歳以上の方)

公的年金等とは、国民年金、厚生年金、共済年金、恩給(普通恩給、一時恩給)などです。遺族年金、障害年金、増加恩給は対象になりません。

公的年金等収入額(年額)	公的年金等所得額
120万円以下	0円
120万円超~330万円未満	公的年金等収入額-120万円
330万円以上~410万円未満	公的年金等収入額×0.75-37万5千円
410万円以上~770万円未満	公的年金等収入額×0.85-78万5千円
770万円以上	公的年金等収入額×0.95-155万5千円

(例) 公的年金等収入額が180万円の場合 [計算式] 180万円-120万円=60万円

宮城県後期高齢者医療広域連合

保険料軽減・減免制度

均等割額の軽減

世帯の所得状況に応じて「均等割額」が軽減されます。軽減割合は、**同一世帯内の被保険者および世帯主(被保険者でない方も含む。)**の所得金額の合計により判定されます。



均等割額の軽減対象判定基準

均等割額軽減割合	同一世帯内の被保険者および世帯主の所得の合計額	軽減後の均等割額
9割軽減	33万円以下の世帯であって、世帯内被保険者全員の公的年金等収入額が80万円以下で、その他各種所得がない場合 (赤字所得や対象の繰越損失額がある場合は、それらを含んだ後の金額となります。)	4,140円
8.5割軽減	33万円以下の世帯	6,210円
5割軽減	33万円+(27万5千円×世帯の被保険者数)以下の世帯	20,700円
2割軽減	33万円+(50万円×世帯の被保険者数)以下の世帯	33,120円

均等割額の軽減判定時に使用される公的年金等所得額の算出方法

$$\text{軽減判定時の公的年金等所得額} = \text{公的年金等所得額} - \text{特別控除額15万円}$$

均等割額の軽減を判定する際の注意事項

- 軽減判定の基準日は毎年4月1日です。年度途中で資格を取得した場合は資格取得日が基準日です。
- 土地譲渡所得などの特別控除がある場合は、特別控除前の金額で判定されます(所得割額計算の際は、土地譲渡所得などの特別控除後の金額で算定されます。)
- 専従者控除(給与)額について、専従主として専従者給与を支払った額は専従主の所得に含まれ、専従者給与を受け取った人の所得には含まれない金額で判定されます。
- 繰越純損失額は、均等割額・所得割額ともに軽減判定の控除対象になります。
- 繰越雑損失額は、均等割額の軽減判定のみ控除対象になります。

会社の健康保険などの被扶養者であった方への軽減

後期高齢者医療制度加入前日において、会社の健康保険(国民健康保険、国民健康保険組合は除く。)などの被扶養者であった方は、平成30年度は「均等割額」が5割軽減^[注2]になり、「所得割額」は負担がありません。なお、平成31年度からは、制度加入後2年を経過した方の均等割額は、各年度の軽減対象判定基準に基づきます。

[注2]世帯の均等割額軽減割合が「9割軽減」「8.5割軽減」の場合は、それぞれ9割、8.5割軽減になります。

保険料の減免制度

次のような理由で保険料の納付が難しい方は、保険料の減免を受けられる場合があります。

- 災害で、住宅や家財に著しい損害を受けた場合
- 世帯主の死亡や失業などで、収入が著しく減少した場合

所得割額の軽減措置の終了について

被保険者本人の「賦課のもととなる所得」が58万円以下の方の「所得割額」を軽減する国の特例措置は、平成29年度で終了しました。

保険料の納め方

保険料は原則として年金差引きで納めていただきます。[特別徴収]
ただし、対象となる年金受給額が年額18万円未満の方や、介護保険料と合わせて保険料が年金の2分の1を超える方は、納付書または口座振替で納めていただきます。[普通徴収]

受給している年金が年額18万円未満である。

いいえ

介護保険料を納付書や口座振替で納めている。または、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える。

いいえ

年金から納める[特別徴収]

年6回、年金受給月に納めていただきます。

4月[1期]	6月[2期]	8月[3期]	10月[4期]	12月[5期]	2月[6期]
仮徴収			本徴収		
当年度の保険料額が確定していないため、仮に計算された保険料額を納めていただきます。			確定した年間保険料額から仮徴収分を差し引いた額を、3回に分けて納めていただきます。		

- ※複数の年金を受給している、年度の途中で加入した、住まいを変更した、介護保険の住所地特例対象者であるなどの場合、特別徴収にならないことがあります。
- ※新規に加入された方は、しばらくの間は普通徴収で納めていただきます。
- ※ご希望により、納付方法を口座振替に変更することができます。手続方法は、お住まいの市区町村の担当窓口にお問い合わせください。

はい

納付書・口座振替で納める[普通徴収]

7月～3月の年9回に分けて納めていただきます。

納付月 [期別]	7月 [1期]	8月 [2期]	9月 [3期]	10月 [4期]
11月 [5期]	12月 [6期]	1月 [7期]	2月 [8期]	3月 [9期]

- 納付書：市町村から納付書が送付されますので、納期限までに納めてください。
- 口座振替：ご指定の口座から納期限日に自動で引き落とされます。口座振替を希望される方は、お住まいの市区町村の担当窓口にお問い合わせください。

- ※手続きの時期により、口座振替の開始月が異なります。
- ※国民健康保険を口座振替で納めていた方も、改めて手続が必要となります。

口座振替手続きに必要なもの ・口座振替の預金通帳 ・通帳のお届け印 ・保険証

社会保険料控除の扱い

納めた保険料額は、所得税や住民税の申告の際に、次のように社会保険料控除(所得控除)の対象となります。

- 年金から納める場合：年金受給者本人が所得控除の対象となります。
- 納付書・口座振替で納める場合：実際に負担した方が所得控除の対象となります。

保険料の納付が困難な場合

市区町村の担当窓口へご相談ください。現在の状況をお伺いし、それぞれの事情に合わせた納付計画と一緒に考えていきます。

⚠️ 保険料を滞納した場合

特別な理由がなく保険料を滞納した場合は、通常の保険証より有効期間の短い短期被保険者証が交付されることがあります。保険料は納期限内にきちんと納めましょう。